

健 総 第 1706号

令和4年3月7日

立憲民主党・民権クラブ神奈川県議会議員団

団長 作 山 ゆうすけ 殿

政務調査会長 赤 野 たかし 殿

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急要望書  
について（回答）

さきに御要望のありました諸事項について、次のとおり回答いたします。

（問合せ先 健康医療局総務室）

## 1 オミクロン株の特性に応じた感染症対策の徹底

(要望)

現在の感染拡大の大部分を占めているオミクロン株に関しては、これまでのデルタ株等とは、感染力や症状、潜伏・感染期間といった点で異なる特性を持つとされており、こうしたウイルスの特性に応じた新たな対策の確立が急務であることから、対処計画をオミクロン株仕様に早期に見直すほか、他の都道府県や国を巻き込んだ対応を行うこと。

(回答)

オミクロン株は、非常に伝播性が高く感染者が爆発的に増えること、感染してから他の人に感染させてしまう期間が短く、感染経路の追跡が困難であること、若年者や基礎疾患のない方は重症化する可能性が低いこと等の特徴があります。

そこで、県では、オミクロン株に対応した保健医療体制を確保し、「守れる命を守る」ため、重点的にフォローする対象者を限定するとともに、医師の診療を要せずに療養に入ることを選択的に可能とする「自主療養」の仕組みを開始する等の対応を行ってきました。

また、これまでも機会を捉えて、全国知事会等を通じて、国に対して新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針をオミクロン株の特性に対応した内容に変更するよう要請を重ね、濃厚接触者の待機期間の短縮や、保健所による積極的疫学調査の対象の重点化等、要請した内容が、一定の範囲で実際に反映されたところです。

## 2 真に有益な感染情報の「見える化」を推進

(要望)

重症化された方や亡くなられた方の年代や性別、感染経路や基礎疾患の有無に加え、新型コロナウイルスのどの株であったのか。またどのワクチンをいつ、何回接種された方なのか等々の詳細な情報が集約され、適切に開示、十分に活用されることで初めて多くの方々に共感の得られる対策ができるものとする。

県民の皆様が発熱等の体調不良時の判断に、真に有益な新型コロナウイルス感染症関連の情報の「見える化」を推進すること。

(回答)

ワクチン接種は新型コロナ対策として重要であり、県民の皆様の関心も高いと考えられますので、本県では特設ページを開設するなど、以前から情報発信に努めています。

また、ワクチン接種済みの方が感染する、いわゆるブレイクスルー感染について調査し、その結果を発信していくことも重要であると認識しており、令和3年12月下旬から新規感染者のうちのブレイクスルー感染者の割合について、1週間ごとに発信しているところです。

さらに、新規感染者の症状の重さについての関心も高いと考えられますので、令和3年12月下旬から、県がデータを把握できる県所管域分を集計し、重症度別の人数を毎週公表しております。

現在猛威を振るうオミクロン株は、重症化するケースが少ないと言われる一方、高齢者や基礎疾患保有者の重症化リスクは高いと言われています。感染爆発の収束が見えない中で、県民の皆様も、重症化の傾向に注目しているため、死亡者や重症患者の情報を公表していくことは、重要です。

本県では、日々の新規感染者数と同時に、亡くなられた方の年代などについて、個人情報に配慮しながら、可能な範囲で公表していますが、これまでの公表は、個々の患者情報の発信に止まっていたため、全体的な重症化の傾向などは分かりにくいものとなっていました。

そこで、令和4年2月末から、死亡者について、年代別の傾向など、県が把握しているデータの公表を開始しました。

また、重症患者についても、県がデータを把握できる県所管域分について、発症時の症状を集計し、その年代などの傾向を公表していきます。

さらに、国の専門家会議などで公表されるデータや分析結果には、県民の皆様にとって有益で、分かりやすいものがあります。こうした国などから発信される情報についても、県のサイトで紹介するなど、県民の皆様に関心の高い情報を積極的に発信していきます。

### **3 国に都道府県の権限強化を要請**

(要望)

オミクロン株の感染拡大を抑え込むためには、感染状況に即応して迅速な対策を講じる必要がある。しかしながら県内には県のほかに保健所設置市が6市あり、それぞれが対等の立場で業務を実施しており、感染症法上は、例えば検査について、保健所設置市域においては、県が指示・命令できる立場にはない。

このような権限のねじれ解消や対策に必要な財源を機動的に発出できるよう新型コロナウイルス対応における都道府県の権限強化を国に強く要望すること。

(回答)

法律上の権限のねじれと、それに基づく財源措置が、迅速かつ広域的な対応を行う障害となっており、たとえば、検査体制の充実などについては、感染症法上の権限が保健所設置市にあるため、その調整に時間を要しているのは事実です。

そこで、これまでも、知事自ら首相や大臣に法律上の権限や財源措置の問題について要請しているほか、全国知事会を通じても、国に要請しています。

新型コロナ対策においては、広域的な対応と、迅速な意思決定が何より重要であり、県では、こうした対応に必要な法改正等の措置が速やかに行われるよう、今後も引き続き、国に対して強く要請してまいります。

### **4 3回目のワクチンの早期接種の支援および検査キットやコロナ経口薬の普及**

(要望)

大規模接種会場の追加設置や自治体が速やかに接種券を発行できるよう協力するなど、

3回目のワクチン接種を加速すること。

また、自宅等で通勤・通学を控え軽度の発症を自覚した際に、医療機関を受診させるための抗原検査キット等の配布事業を再開するほか、特例承認された「モルヌピラビル」の安定供給ならびに現在承認申請されている「パクスロビド」といった経口薬の早期の特例承認を国に強く働きかけること。

(回答)

3回目のワクチン接種については、現在、県では、各市町村担当を配置し、各市町村の実情に応じた支援を行っており、接種券の発行につきましても、市町村の準備の過程で生じた課題について県から国に調整するなど、市町村が速やかに接種券を発行できるよう引き続き協力してまいります。

あわせて、県では、市町村が行う新型コロナワクチンの追加接種（3回目接種）を補完するとともに、医療提供体制等を維持するため、1月22日から新横浜に接種を希望する医療従事者、高齢者施設従事者等を対象に大規模接種会場を設け、追加接種を行ってきました。

また、2月15日からは、追加接種の対象を保育士等の児童関係施設従事者、県内の小学校・中学校・高等学校等の教職員等の方、満65歳以上の県民の方、基礎疾患を有する県民の方および消防職員・警察職員等まで拡大いたしました。

さらに、3月11日からは、県足柄上合同庁舎を会場とした県大規模接種会場を新たに設置し（対象者は2会場とも同じ。）感染拡大防止に向けた取組を一層進めてまいります。

抗原検査キットについては、県では、これまでに一般向け、生徒・児童向け及び未就学児向けに抗原検査キットを配布しており、現在、重症化リスクの高い高齢者が入居している施設向けに緊急対応として配布を行っています。

県が有するキットの在庫は、今回の配布でほぼ無くなることに加えて、薬局での一般販売に対する供給のひっ迫が解消に向かいつつあるとの情報もありますので、今後、県として配布を実施する予定はございません。

経口薬については、新型コロナウイルス感染症の治療薬として、ファイザー社のパクスロビドが2月10日に特例承認され、先に承認されたメルク社のモルヌピラビル(販売名ラゲブリオ)と合わせて、現状2種類の経口薬が販売されており、国産の経口薬も承認申請されたところです。

既に承認済の経口薬は、まだ供給量が十分ではないことから、市販はされておらず、国が供給を管理し、あらかじめ登録された医療機関や薬局に配分され、医師の処方により、患者に提供されています。

こうした中で、現在、治験が進められている国産経口薬に期待が寄せられており、県も、宿泊療養施設で治験に協力しています。

県では、引き続き、経口薬の普及を進め、県民の皆様が安心して療養できるよう、関係機関と連携して取り組んでまいります。

## 5 保育所及び介護施設等への支援体制の強化

(要望)

急速な感染拡大による、保育所等の休園の多発や介護事業所の一時的な休止が発生し、社会機能に甚大な影響を与えている。こうした施設の再開を進めるには、エッセンシャルワーカーである保育士・介護士などの職員が感染者や濃厚接触者となった場合、隔離条件の緩和を検討する必要があるが、そのために必要な検査キットが入手する手段が整備されていない状況にある。

これ以上、社会活動が停滞しないよう、保育士・介護士等の現場で働くエッセンシャルワーカーに対する随時必要な検査を確実に受けられる体制の早急な構築について、職員の待遇改善も併せ、引き続き国に求めていくこと。

また、保育に関しては、休園の急増に対応した地域の保育機能を保持していく必要から、地域内における多様な関連施設との連携強化を進めること。

(回答)

まず、エッセンシャルワーカーに対する検査体制の構築についてです。

エッセンシャルワーカーが、待期期間を短縮するために実施する検査については、国の責任において検査体制を確立するとともに、検査需要に見合った PCR 検査の試薬や抗原検査キット等が確実に供給されるよう全国知事会を通じて国へ要望しています。

なお、高齢者施設においては、陽性者が出た場合、保健所の判断で引き続き従事者を含めて集中検査を実施していくほか、抗原検査キットを緊急的に県から配布しています。

次に、職員の処遇改善についてです。

保育士の処遇改善については、保育所への公的給付である施設型給付において処遇改善を行っているほか、令和4年2月より新たに収入を3%程度引き上げる「保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業」を実施しています。

高齢者福祉施設等については、新型コロナウイルスをはじめとする感染症拡大防止のために講ずる、これまでにない様々な感染防止対策に対し、報酬において十分な評価を行い、各施設等の感染防止対策の取組を推進する恒久的な仕組みを構築するよう国に要望しています。更に、介護職員の処遇改善に取り組む事業所に対して、賃金改善を目的とした加算を確実に取得できるよう、社会保険労務士を派遣するなど、引き続き支援を行っています。なお、介護職員の処遇改善については、国が令和3年11月19日に閣議決定した「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」の中で、介護職員を対象に収入を3%程度引き上げるための措置を実施することとされました。県としては、今後も、国の動向を注視し、必要な提案を行ってまいります。

地域内における多様な関連施設との連携強化については、国において、保育所等が休園になった場合の代替保育の確保として、一時預かり事業において、子育て支援拠点、公民館、児童館等において児童を預かる「新型コロナウイルス感染症特例型」が創設されました。こうした補助金の活用を含めて各市町村と連携し、地域の保育機能の維持に努めてまいります。

す。

## 6 自宅療養者等への着実な医療支援

(要望)

県は去る1月28日より「自主療養」制度の運用を開始した。これは率直に足元での「医療崩壊」が現実となっていることを真摯に認識しなければならないことはもちろんのこと、現在も、発熱した方が新型コロナウイルス感染症専門ダイヤル等に電話してもつながらず、県が公表している発熱診療等医療機関において受診拒否されるケース等が多く散見され、深刻な事態となっている。

こうした中で、県はこれまで以上に指導力を発揮し、医師会等への働きかけを通じて、救急医療をひっ迫させないために発熱した方が安定して受診できる体制を構築し、自宅療養者を孤立させないことをはじめとする着実な医療支援を行っていくこと。

さらに、こうした状況のなかでやむなく自宅療養をせざるを得ない、透析患者をはじめとする重篤な基礎疾患のある方・難病の方に対するセーフティネットの確実な整備と、当事者への着実な支援、情報の周知を徹底すること。

(回答)

県では、発熱診療等医療機関の確保に向け登録を進めていますが、現在、抗原検査キットが入手できない等の理由で、受診できない発熱診療等医療機関があります。

そこで、緊急対応として抗原検査キットを2月上旬に医師会向けに約1万5千セットを配布しました。

また、自宅療養者のうち重症化リスクのある患者の健康観察を郡市医師会に委託し、地域医療の視点で診る「地域療養の神奈川モデル」を県内全33市町村で展開しています。

この仕組みでは、看護師の確保が難しい一部の地域を除き、地域の訪問看護ステーション等の看護師が電話による健康観察を行うほか、24時間電話相談窓口を運営し、郡市医師会の医師は、24時間体制で輪番を組み、看護師からの相談を受け、オンライン診療または往診により自宅療養者の症状を確認し、必要があれば薬剤を処方し、入院が必要と判断した場合には入院調整を行っています。

なお、透析患者に対しては、自宅療養期間中においても維持透析の機会が確保できるよう、透析施設に対して、時間的空間的隔離の上、透析を継続して実施することへの御理解と御協力をお願いしており、引き続き、情報の周知徹底を図っていきます。

さらに、自宅療養中の方が不安を覚えたときに相談できる療養サポート窓口や、体調が悪化した際に確実に医療サービスを受けられるよう、コロナ119などの回線を増やして、体制を充実させているところです。

引き続き、医師会等の関係機関と連携し、保健医療体制を整えてまいります。

## 7 生活困窮者並びに事業継続が困難な事業者に対する支援の強化

(要望)

コロナ禍における行政の経済支援対策が不公平に偏っているとの認識から、生活困窮者をはじめとする支援体制の強化ならびに県内の小規模・中小企業の事業継続が困難な事業者に対する支援体制の強化を県としても行っていくこと。

併せて、所得が大幅に減少した生活困窮者など、様々な困難に直面している方々へ行き届く支援にも、これまで以上に引き続き取り組むこと。

(回答)

まず、生活困窮者に対する支援の強化についてです。

長期にわたるコロナ禍は、県民生活に大きな影響を及ぼし、特に「子ども」や「女性」、「孤独・孤立に陥っている方」への影響が顕在化しています。こうした生活困窮者の支援に全庁体制で取り組むため、令和3年11月16日に知事を本部長とした「神奈川県生活困窮者対策推進本部」を設置したところです。

全庁体制で、SDGsの理念のもと、公助の取組を一層推進するとともに、NPOや企業と連携した共助の取組を推進し、重層的なサポートを実施していきます。

併せて、市町村等と連携して、コロナ禍で所得が減少している者に対する生活福祉資金の貸付や自立支援金の給付等により、生活再建を支援していくとともに、県内の相談窓口の一覧や支援の仕組みを県ホームページに掲載、県内すべての自立相談支援機関が掲載されたチラシを作成・配架するなど、引き続き一人ひとりに支援が行き渡るよう取り組んでいきます。

次に、事業継続が困難な事業者に対する支援の強化についてです。

県は、コロナ禍によって経営や資金繰りに困っている事業者に対して、アドバイスや支援策を案内するため、新型コロナウイルス感染症専門ダイヤルにおいて経営相談を実施しているほか、公益財団法人神奈川産業振興センター等の支援機関にも経営相談窓口を設置して企業の様々な相談に応じるとともに、必要に応じて専門家を派遣するなどの支援を行っています。

また、コロナ禍において、中小企業の事業継続を支援するため、融資による資金繰り支援や、ビジネスモデルの転換に取り組む経費への補助を実施しています。

今後も引き続き、コロナ禍で苦境にある事業者が事業を継続できるよう、しっかりと支援してまいります。

なお、コロナ禍で、事業者が休廃業を選択せざるを得ない場合は、雇用の確保や、貴重な経営資源を消失させないためにも、事業承継に向けた支援を行っていきます。